

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……
- 港湾施設の供用中止……(港湾局港湾経営部経営課)……
- 港湾施設の供用再開……(同)……

告示

●東京都告示第千七百七十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和六年十二月三日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社JPM B
- (二) 代表者氏名 代表取締役 白崎 正純

- (三) 主たる事務 渋谷区猿樂町七番十二号 COMFO
- 所の所在地 UR T I S O三一
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇二八八九号
- (五) 免許年月日 令和五年十二月二十八日

東京都告示第千七百七十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。
令和六年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止期間
物揚	月島漁	七九五・三五	中央区豊	令和六年十一月
場	業基地	二メートルの	海町	二十六日から令
物揚場	うち二〇・〇			和七年一月三十
	〇メートル			一日まで

東京都告示第千七百七十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和六年東京都告示第九百二十二号で供用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開する。
令和六年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	再開年月日
物揚場	月島ふ頭物揚場	二九〇・〇〇	中央区	令和六年十一月
	F〇パース	メートルのう	勝どき	年十一月
		ち二〇・〇〇	五丁目	月二十
		メートル		六日

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051